

2(2) 被疑者・被告人との接見交通

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(2) 被疑者・被告人との接見交通)

考えられる方策

① 接見について

【A案】刑訴法39条1項の「接見」について、ビデオリンク方式による場合の規律を設ける。

【B案】措置を講じない。

② 書類の授受について

【A案】刑訴法39条1項の「書類…の授受」について、電子データをオンラインで送受信する方法による場合の規律を設ける。

【B案】措置を講じない。

* 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

【検討課題】

1 接見（①関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 刑訴法39条1項の「接見」について、ビデオリンク方式による場合の規律を設けることに必要性、相当性はあるか。
- 考えられる弊害ととり得る方策
 - ・ 弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。
- 対象とする範囲
 - ・ 刑訴法80条の「接見」についても、ビデオリンク方式による場合の規律を設けるか。

2 書類の授受（②関係）

- 必要性・相当性
 - ・ 刑訴法39条1項の「書類…の授受」について、電子データをオンラインで送受信する方法による場合の規律を設けることに必要性、相当性はあるか。
- 考えられる弊害ととり得る方策
 - ・ 弊害が生じないためにどのような方策がとり得るか。

○ 対象とする範囲

- ・ 刑訴法80条の「書類…の授受」についても、電子データをオンラインで送受信する方法による場合の規律を設けるか。

3 関連事項

○ ビデオリンク方式による接見における通訳

- ・ ビデオリンク方式による「接見」における通訳について、ビデオリンク方式による場合の規律を設けるか。

4 その他

【関連条文】

○ 日本国憲法

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第三十九条 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

② 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第三十条 裁判所は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が裁判所の構内にいる場合においてこれらの者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要があるときは、これらの者と弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との接見については、その日時、場所及び時間を指定し、又、書類若しくは物の授受については、これを禁止することができる。